
下水道使用料の改定について

令和7年8月9日
豊明市経済建設部下水道課

目次

- ・ 豊明市の下水道事業の概要・現状…………… 1～3
 - ・ 豊明市下水道事業会計の状況について…………… 4
 - ・ 経営改善の取組みについて…………… 5
 - ・ 収入と支出の推計について…………… 6
 - ・ 使用料改定時期及び改定案について…………… 7
 - ・ 現行使用料と改定後使用料の比較について…… 8
 - ・ 市の税金からの補てんについて…………… 9
 - ・ 今後のスケジュール案について…………… 10
-

豊明市の下水道事業の概要①

＜下水道施設の整備状況＞

下水道の種類	流域関連公共下水道
供用開始	昭和46年8月
整備済面積	841ha(ヘクタール)
行政人口	67,768人
処理区域内人口	56,174人
普及率	82.9%
処理場	境川浄化センター(刈谷市)

(令和6年度末現在)

豊明市の下水道事業の概要②

■公営企業とは、地方公共団体が経営する企業。

■公営企業の原則である「独立採算制の原則」のもと、
汚水処理に必要な経費は、下水道使用料で賄われ
なければならない。

豊明市の下水道事業の現状

○ 経費回収率とは

使用料で回収すべき経費(汚水処理費)を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。100%以上であることが必要。

$$\text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費} \times 100$$

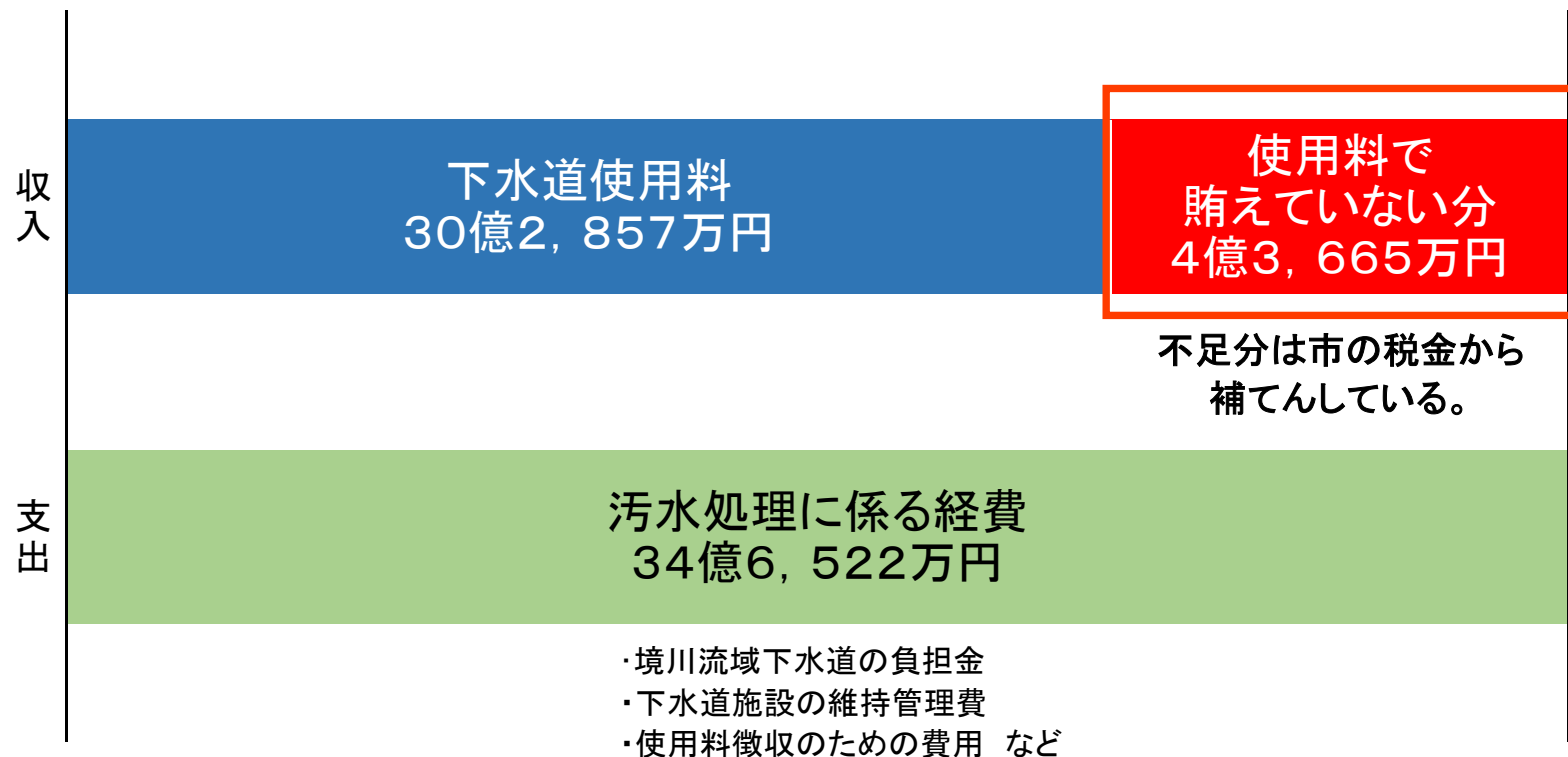
○ 経費回収率の推移(令和2年度の公営企業会計移行後)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
84.81%	88.67%	88.77%	84.05%	90.78%

汚水処理に必要な経費を下水道使用料で賄えていない。

豊明市下水道事業会計の状況について

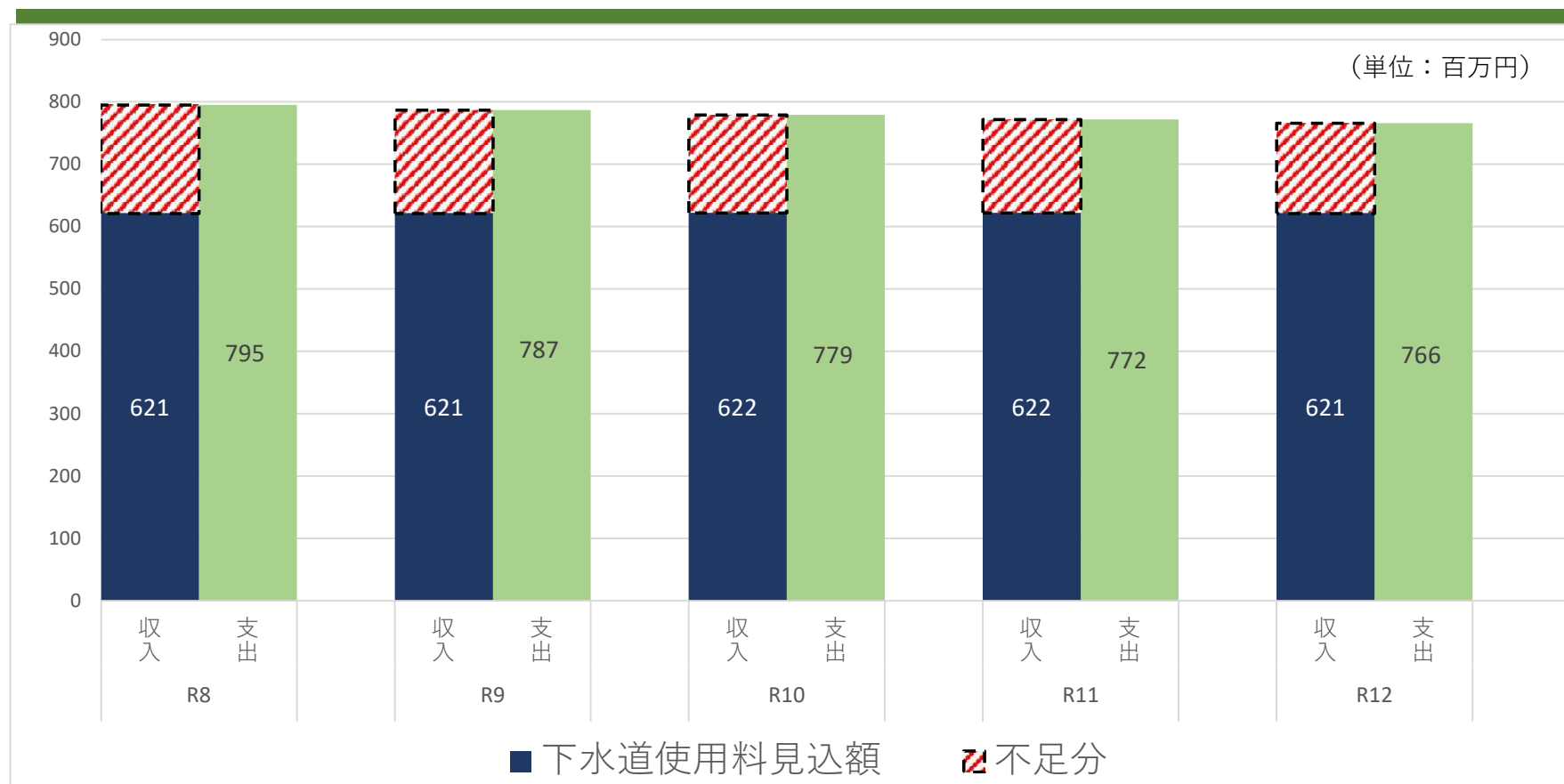
<収入と支出の状況(令和2年度～令和6年度の5年間の総計)>



経営改善の取組みについて

- 愛知中部水道企業団への徴収事務委託
- 東郷町との管路点検調査の共同化
- 名古屋市との指定工事店登録事務の共同化
- 下水道計画区域の見直し

収入と支出の推計について



引き続き経営改善の取組みを行ってもなお、汚水処理に必要な経費を使用料で賄えない状況が続く見込み。

⇒したがって、下水道使用料の改定が必要となる。

使用料改定時期及び改定案について

【改定時期】 令和8年4月1日から

【現行】 ※2か月につき・税抜		
基本使用料	従量使用料	
1,100円	20m ³ まで	40円／m ³
	40m ³ まで	100円／m ³
	60m ³ まで	109円／m ³
	100m ³ まで	145円／m ³
	160m ³ まで	160円／m ³
	200m ³ まで	189円／m ³
	600m ³ まで	202円／m ³
	800m ³ まで	207円／m ³
	1,000m ³ まで	210円／m ³
	1,000m ³ 超	228円／m ³



【改定案】 ※2か月につき・税抜		
基本使用料	従量使用料	
1,400円	10m ³ まで	40円／m ³
	20m ³ まで	70円／m ³
	40m ³ まで	120円／m ³
	60m ³ まで	145円／m ³
	100m ³ まで	190円／m ³
	200m ³ まで	210円／m ³
	1,000m ³ まで	230円／m ³
	1,000m ³ 超	240円／m ³

現行使用料と改定後使用料の比較について

＜使用料改定後の使用料増加額＞ 2か月あたり の使用料比較表・金額は全て税込み

世帯人数(想定水量)	現行	改定案	増加額
1人(16m ³)	1,914円	2,442円	528円
2人(30m ³)	3,190円	4,070円	880円
3人(40m ³)	4,290円	5,390円	1,100円
4人(46m ³)	5,009円	6,347円	1,338円
5人(56m ³)	6,208円	7,942円	1,734円
事業者(100m ³)	13,068円	16,940円	3,872円
事業者(200m ³)	31,944円	40,040円	8,096円
事業者(1,000m ³)	212,564円	242,440円	29,876円

市の税金からの補てんについて

- 汚水処理に必要な経費で不足する分は、市の税金から補てんしており、令和12年度までの5年間で“ゼロ”を目指す。
 - 不足分を補う財源には都市計画税が充てられており、補てん財源への都市計画税の充当も段階的に減らしていく。
 - 都市計画税は税率改定の方角とする。
-

今後のスケジュール案について

	令和7年度				令和8年度			
	6月	9月	12月		6月	9月	12月	
住民説明会		● 8/9						
下水道条例改正			● 9月議会					
新使用料の 周知期間			●	→				
新使用料開始					●	→		

広報・ホームページ・使用水量のお知らせ

令和8年4月1日から